

第68回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第68期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

- ①業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の「個別注記表」

株式会社日本色材工業研究所

上記の事項につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2021年4月13日）

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社および子会社の取締役ならびに使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための行動規範を取締役会において定め、これらの遵守を図る。
- ② 取締役会については、社外取締役を含む取締役で構成し、「取締役会規程」の定めに従い、その適切な運営を確保する。本取締役会においては、各取締役の業務執行状況の報告や重要案件に関する検討と決裁を行うとともに、相互に業務執行を監督し法令、定款違反を未然に防止する。また、複数の独立社外取締役を選任し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。
- ③ 当社は監査等委員会設置会社であり、原則として監査等委員である取締役全員が取締役会に出席し、会社の経営状況等に関し適宜意見表明を行うとともに議決権を行使するなど、取締役の業務執行の状況や当社および子会社の状況について監査・監督を行う。
- ④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。
- ⑤ 当社は、内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- ⑥ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑦ 業務活動全般にわたる内部統制監査については、監査等委員会直属の組織として内部統制室を置き、「内部統制監査基本規程」等に基づき実施する。
- ⑧ 当社は、「内部通報窓口」を外部に設置し、使用人がコンプライアンス上疑義のある行為等を認知した場合、直接通報・相談できる体制を構築し、問題の早期解決に努める。当該通報者・相談者の保護に十分配慮し、不利益な取扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。また、監査等委員である取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社のリスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。全社横断的なリスク等不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長、管理部を事務局とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項についての迅速な検討と決裁を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、常務会において具体的な執行手続き等につき審議を行うとともに、「組織規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 取締役会は、「執行役員規程」に基づき業務執行を担当する執行役員を選任し、担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する常務会での審議事項等の実現を目指し業務を執行する。
- ④ 取締役会は、中期経営計画等により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずる。
- ⑤ 取締役会は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は事前に協議することなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規程を整備する。
- ② 子会社の経営管理については、管理部を主管部署とし、「グループ会社管理基本規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ③ 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会および取締役会に報告する。
- ④ 監査等委員会および内部統制室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として、監査等委員会の直下に内部統制室を設置する。その他、内部統制室とは別に、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社はその組織・人数・地位等について監査等委員会と協議のうえ、取締役会の決議をもってこれを定める。
 - ② 当該補助使用人の異動、考課等については、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員の同意を必要とする。
 - ③ 当該補助使用人は、原則として専任とし、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務全体を補佐する。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社の取締役または使用人、子会社の取締役、監査役または使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 常勤監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役または使用人、子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めるものとする。
 - ③ 当社の取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査等委員会にすみやかに報告を行う。
 - ④ 当社は、監査等委員会に報告・説明をしたことを理由として、当該報告者・説明者へ不利益な取扱いを行わない。
 - ⑤ 監査等委員会が選定する監査等委員は、当社および子会社に対して業務の執行状況の説明または報告を求めるほか、必要に応じて業務および財産の状況を調査することができるものとする。
 - ⑥ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

- ⑦ 監査等委員会は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査等委員会の職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部統制室と緊密な連携が保持される体制を整備する。また、内部統制室からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を出すなど、内部統制室と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、その費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、当社が負担する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制監査基本規程」ならびに「財務報告に係る内部統制評価実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 取締役の職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を13回開催し、各取締役の職務執行状況の報告、質疑応答および意見交換を行って、取締役の相互監視機能を強化する取組みを行っております。また、事業計画の策定や重要な社内規程の改定、組織の変更、大型の固定資産の取得等の重要な事項につきましては、取締役会で審議および決議を行い、ガバナンス機能の充実に努めております。なお、監査等委員である取締役が取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- ② 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況の調査を実施しております。また、子会社の取締役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。内部統制システムについては、取締役および使用人等からその構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ③ 内部統制室は、「内部統制監査基本規程」等の内部統制システムに関する社内規程の整備を進めるとともに、「内部統制監査に関する年次計画」に基づき、内部統制監査を実施しております。具体的には、「決算財務プロセス」、「業務プロセス」、および「子会社の全社統制」等について、取締役や使用人および子会社の取締役等からヒアリングを行うとともに、生産協力会社への実査を1回実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 3 月 1 日)
(至 2025年 2 月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,510,339	1,544,397	△3,983	3,150,752
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△41,915		△41,915
親会社株主に帰属する当期純利益			216,299		216,299
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	174,383	－	174,383
当 期 末 残 高	100,000	1,510,339	1,718,780	△3,983	3,325,135

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	118,294	257,880	376,175	3,526,927
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△41,915
親会社株主に帰属する当期純利益				216,299
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△20,444	123,199	102,755	102,755
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△20,444	123,199	102,755	277,138
当 期 末 残 高	97,850	381,079	478,930	3,804,066

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S.

Nippon Shikizai France S.A.S.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

・デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

・棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料……総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く) ……当社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社は定率法及び定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～15年

工具、器具及び備品 5～20年

- ・無形固定資産 ……定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

在外連結子会社のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間又は見積り耐用年数による定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ・賞与引当金 ……当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末における負担額を計上しております。

- ・役員賞与引当金 ……当社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ・役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支給に備えて、2008年5月の定時株主総会で廃止された役員退職慰労金制度に基づき、廃止日までの在任期間に対応する支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度に一括費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び在外連結子会社は、主に化粧品・医薬品の製造及び販売を行っており、当該製品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しており、輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、合理的に見積ることができるものについて、製品の取引時に取引対価の変動部分の金額を見積り、売上高から控除しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

・ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

金利スワップ 借入金

ヘッジ方針

当社は内部規程である「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、決算日を含み、少なくとも6ヵ月に1回実施することとしております。

2.会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上されているNippon Shikizai France S.A.S.の金額

有形固定資産	296,108千円
無形固定資産	429千円

なお、減損損失の計上はありません。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主として事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。営業活動から生じる損益等の継続的なマイナスや経営環境の著しい悪化等により減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識を判定することとしております。

当社は、割引前将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された利益計画に基づいて予測しております。当該予測は、経営環境等の企業の外部要因に関する情報を踏まえ、需要動向と将来の売上予測の仮定を含みます。

なお、当連結会計年度において、Nippon Shikizai France S.A.S.の事業用資産（連結貸借対照表計上額296,537千円）について、減損の兆候が認められましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりません。また、将来の不確実な経済状況の変動等により、実績の金額等が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

財務制限条項に関する追加情報

当社の長期借入金（１年内返済予定額を含む）のうち、922,500千円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2019年２月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年２月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の67%以上に維持すること。
- ② 2019年２月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体償却前営業損益（単体の損益計算書上の「営業利益（または営業損失）」の金額に、有形固定資産等明細表上の「有形固定資産減価償却費」と「無形固定資産減価償却費」の金額を加算した数値）が２期連続して赤字とならないようにすること。

なお、当連結会計年度において上記財務制限条項には抵触しておりません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

・担保提供資産	
建物及び構築物	3,801,061千円
機械装置及び運搬具	265,691千円
土地	2,010,822千円
投資有価証券	150,083千円
投資その他の資産のその他	70,091千円
計	6,297,749千円
・上記に対応する債務	
短期借入金	1,564,138千円
長期借入金	5,465,793千円
計	7,029,931千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,648,584千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	2,099,376	—	—	2,099,376
自己株式 普通株式	3,596	—	—	3,596

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 定時株主総会	普通株式	41,915	20	2024年2月29日	2024年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月29日開催予定の第68回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	41,915	20	2025年2月28日	2025年5月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されておりますが、当社グループの社内規程に従いリスクを管理しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握することにより、リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、このうちの一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、当社グループが利用しているデリバティブ取引につきましては、いずれも大手金融機関を利用しており、信用リスクはほとんどないものと考えております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
投資有価証券	259,060	259,060	－
資産計	259,060	259,060	－
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	8,020,203	7,956,641	△63,561
リース債務 (1年以内返済予定のリース債務を含む)	376,010	369,543	△6,467
負債計	8,396,214	8,326,184	△70,029
デリバティブ取引	－	－	－

※「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	259,060	－	－	259,060
資産計	259,060	－	－	259,060

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	－	7,956,641	－	7,956,641
リース債務 (1年以内返済予定のリース債務を含む)	－	369,543	－	369,543
負債計	－	8,326,184	－	8,326,184

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

リース債務（1年以内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	日 本	仏 国	計	調整額	合 計
日本向け	9,222,446	2,180	9,224,626	△2,180	9,222,446
日本以外向け	3,220,423	5,261,549	8,481,972	△72,206	8,409,765
顧客との契約から生じる収益	12,442,869	5,263,729	17,706,599	△74,386	17,632,212
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	12,370,662	5,261,549	17,632,212	—	17,632,212

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、契約負債としてその他に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は100,913千円であります。また、当連結会計年度において、前受金の減少により契約負債の残高は44,129千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,815円11銭

1株当たり当期純利益

103円21銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 3 月 1 日)
(至 2025年 2 月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	100,000	943,209	614,104	1,557,313	835,348
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△41,915
当 期 純 利 益					190,930
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	149,015
当 期 末 残 高	100,000	943,209	614,104	1,557,313	984,363

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,983	2,488,679	118,294	118,294	2,606,974
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△41,915			△41,915
当 期 純 利 益		190,930			190,930
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△20,444	△20,444	△20,444
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	149,015	△20,444	△20,444	128,570
当 期 末 残 高	△3,983	2,637,694	97,850	97,850	2,735,545

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

- デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、仕掛品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	8 ～ 47年
機械及び装置	4 ～ 8 年
工具、器具及び備品	5 ～ 10年

② 無形固定資産……………定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度末における負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、2008年5月の定時株主総会で廃止された役員退職慰労金制度に基づき、廃止日までの在任期間に対応する支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に化粧品の製造及び販売を行っており、当該製品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しており、輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、合理的に見積ることができるものについて、製品の取引時に取引対価の変動部分の金額を見積り、売上高から控除しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金

・ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、決算日を含み、少なくとも6ヵ月に1回実施することとしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上したNippon Shikizai France S.A.S.社株式の金額
関係会社株式 156,288千円

なお、減損処理の実施はありません。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、関係会社株式について、実質価額が著しく下落した場合は、回復可能性を考慮したうえで、減損処理を実施しております。

なお、当事業年度において、Nippon Shikizai France S.A.S.社株式（貸借対照表計上額156,288千円）について、超過収益力等を加味した当該株式の実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい下落の有無及び回復可能性を検討した結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

また、将来の不確実な経済状況の変動等により、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

財務制限条項に関する追加情報

長期借入金（１年内返済予定額を含む）のうち、922,500千円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2019年２月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年２月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の67%以上に維持すること。
- ② 2019年２月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体償却前営業損益（単体の損益計算書上の「営業利益（または営業損失）」の金額に、有形固定資産等明細表上の「有形固定資産減価償却費」と「無形固定資産減価償却費」の金額を加算した数値）が２期連続して赤字とならないようにすること。

なお、当事業年度において上記財務制限条項には抵触していません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

・担保提供資産

建物	3,751,298千円
構築物	49,763千円
土地	2,010,822千円
投資有価証券	150,083千円
計	5,961,966千円

・上記に対応する債務

短期借入金	1,388,044千円
長期借入金	5,170,999千円
計	6,559,043千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,416,252千円

(3) 保証債務

次の関係会社の債務に対して債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S.	622,400千円 (Euro4,000千)	銀行借入金保証（極度額）
Nippon Shikizai France S.A.S.	77,800千円 (Euro500千)	銀行借入金保証（極度額）

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	201,065千円
短期金銭債務	1,626千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	72,206千円
仕入高	9,980千円
営業取引以外の取引高	66,271千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自 己 株 式 普 通 株 式	3,596	—	—	3,596

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金不算入額	76,926千円
未払社会保険料	13,148千円
棚卸資産評価損否認	47,879千円
関係会社株式評価損否認	354,068千円
繰越欠損金	8,766千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	50,518千円
長期未収入金	87,493千円
貸倒引当金繰入超過額	32,209千円
その他	21,162千円
繰延税金資産小計	692,173千円
評価性引当額	△543,102千円
繰延税金資産合計	149,071千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△48,667千円
繰延税金負債合計	△48,667千円
繰延税金資産の純額	100,404千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	7,503千円
1年超	170,449千円
合計	177,952千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S.	(所有) 直接100.0%	加工原材料・半製品 の販売・仕入 役員の兼任	債務保証(注)2	622,400	—	—
				債 務 保 証 料	666	未 収 収 益	102
				受 取 配 当 金	54,718	—	—
				子会社株式の 取得(注)3	58,961	—	—
子会社	Nippon Shikizai France S.A.S.	(所有) 直接100.0%	加工原材料・半製品 の販売・仕入 役員の兼任	資 金 の 貸 付 (回収との純額) (注)4	238,344	短期貸付金	293,091
				増 資 の 引 受 (注)5	84,278	長期貸付金 (注)6	
				受 取 利 息	10,063	—	—
				債権放棄(注)7	96,486	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社との取引条件については、双方協議の上、決定しております。

2. THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S.の銀行借入金につき、債務保証を行ったものであります。

3. 子会社株式（Nippon Shikizai France S.A.S.）の取得については、双方協議の上、決定しております。

4. Nippon Shikizai France S.A.S.の資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、2025年1月1日から2026年12月31日まで無利息としております。

5. Nippon Shikizai France S.A.S.の増資の引受については、債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであります。

6. 当該債権に対し、93,360千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において、93,360千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 債権放棄については、Nippon Shikizai France S.A.S.の長期貸付金に対し行ったものであります。

10. 収益認識に関する注記

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」の記載内容と同様のため、注記を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,305円26銭
1 株当たり当期純利益	91円10銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。